

福祉医療費助成制度に係る取扱いの一部変更のお知らせ

8月診療分から受給資格証が増えます。

市町村が単独で、対象を拡大している医療について、自動償還の手続にのせるため、新たな資格者証を発行します。

福祉医療自己負担額支払明細書の作成をお願いします。

見本

子ども医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
発行機関名 及び印	
交付年月日	年 月 日

(注) 奈良県外で受給する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市町村窓口へ直接申請してください。

就学以後の子どもについて、左記の受給資格証が使用されます。

0歳から就学前の受給資格証(乳幼児医療費受給資格証)は変更ありません。

区分	県基準 ～就学前	単独 就学後
色	白	黄

平成22年度中に福祉医療自己負担額支払明細書を電子化する予定です。

福祉医療の報告で使用していただいている「福祉医療自己負担額支払明細書」については、現在紙ベースで作成いただいているところです。

レセプトの電子化へ対応するため、「福祉医療自己負担額支払明細書」の電子化を検討しています。

従来通りの紙ベースによる提出のほか、CDやFD等電子媒体による提出を検討しています。将来的には回線を使用した提出も検討しています。

レセプトへの「福祉医療」取扱表示の変更のお願いとお知らせです。

奈良県福祉医療の識別のため、社保分については、レセプトの右上または摘要欄に「奈福」表示をお願いしてきただけですが、レセプトの電子化の進展を踏まえ、レセプトを電子化している医療機関等については、表示場所を摘要欄に一本化し、表記を「奈良県福祉医療」としていただくようお願いします。

※引き続き紙ベースでレセプトを作成される医療機関等につきましては、従来通り、社保分について右上又は摘要欄「奈福」表示で結構です。

なお、国保分については、レセプトの特記事項欄への「29」表示をお願いしてきただけですが、番号重複の可能性がでてきたこと等により、現在、見直しをすすめており、平成23年4月から新表示をお願いする予定です。

詳細につきましては、決まり次第、ご連絡いたします。

また、県のホームページ→http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1982.htmにも詳細を掲載していきます。

関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

(問い合わせ) 奈良県福祉部保険福祉課保険給付係 TEL0742-27-8547(直通)
FAX0742-27-0445

(4月1日から健康福祉部保険指導課高齢者・福祉医療係に名称変更の予定です)